○内閣府令第五十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の読替え） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十条第二項の内閣府令で定める方法） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。

第二条第二十二号	特定利用地域型保育を	特定特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を
第三十七条第二項	（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、	（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあっては
	、満一歳	定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳